

告示第174号

上田市災害時協力井戸の登録に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月3日

上田市長 齊藤達也

上田市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害による断水時における市民の生活用水の確保を図るため、災害時協力井戸の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 洗濯、風呂、トイレその他の生活の用に供される水（飲用及び調理に供される水を除く。）をいう。
- (2) 災害時協力井戸 災害時に井戸所有者等の協力を得て、市民に井戸水を提供することができる井戸をいう。
- (3) 井戸所有者等 井戸の所有者又は管理者をいう。

(登録要件)

第3条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 災害時に井戸水を無償で提供することができること。
- (3) 井戸所有者等により継続的かつ適正に管理されていること。
- (4) 現に生活用水として使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- (5) 井戸の位置情報等を公表することが可能であること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

(登録の申出等)

第4条 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸所有者等は、災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、必要に応じ実地調査の上、登録の可否を決定し、災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第2号）により井戸所有者等に通知するものとする。

3 市長は、登録の決定を行った井戸所有者等（以下「登録者」という。）に対し、災害時協力井戸であることを示す標識を交付するものとし、登録者は、当該標識を近隣住民等が認識しやすい場所に設置するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、前条第2項の規定により登録をした日の属する年度の翌々年度の末

日までとする。ただし、当該登録期間の満了する1か月前までに、市長又は登録者のいずれから異議の申出がない場合は、更に1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

- 2 市長は、必要に応じて登録者に対し、継続の意思の有無その他必要な事項を確認するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、災害時協力井戸の登録内容に変更が生じた場合は、遅延なく災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消等)

第7条 登録者は、次のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸登録取消申出書(様式第4号)により市長に申し出るものとする。

- (1) 井戸を廃止したとき。
- (2) 井戸の使用を停止したとき。
- (3) 井戸を譲渡したとき。
- (4) 井戸水を近隣住民等に提供することができなくなったとき。

- 2 市長は、次のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定による申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったと市長が認めたとき。
- (3) 市長が登録者に対し、継続の意思の有無を確認するための通知その他の連絡をしても、1年以上にわたり連絡が取れないとき。
- (4) その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、災害時協力井戸登録取消通知書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。

(利用者の責務)

第8条 災害時協力井戸を利用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自己の責任において利用するものとする。

- (1) 災害時協力井戸を損傷し、又は汚損するような利用をしないこと。
- (2) 提供を受けた井戸水について生活用水の用途に限り利用すること。
- (3) 登録者の承諾が得られた場合を除き、日中(おおむね午前8時から午後5時までの時間をいう。)以外に利用をしないこと。
- (4) 登録者の意に反する利用をしないこと。

(実地調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、登録者に災害時協力井戸の実地調査の協力を求めることができる。

(損害の責任)

第10条 災害時協力井戸の利用において、登録者又は利用者に損害が生じたときは、両者間の協議により処理するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月3日から施行する。